

武蔵野徳洲会訪問看護ステーション運営規定

(事業の目的)

第1条 要介護状態又は要支援状態にある高齢者や、病気やけが等により在宅療養を必要とする者に対し介護保険法による指定居宅サービス事業所又は健康保険法による指定訪問看護事業所として、適切な事業運営を行うため、介護保険に基づく指定訪問看護(以下「介護保険指定訪問看護」という。)及び健康保険法に基づく指定訪問看護(以下「健康保険指定訪問看護」という。また、介護保険指定訪問看護と健康保険指定訪問看護を、総称し、「指定訪問看護」という。)の実施について必要な事項を定める。

2 訪問看護の必要性をかかりつけ医が認めた利用者に対し、的確な指定訪問看護サービスを提供することにより身体機能の維持回復と、在宅療養における生活の質(QOL)を確保し、その人らしい尊厳ある人生を保障する。

3 在宅療養中の家族と共に療養計画を立て、在宅療養に必要な看護・リハビリ技術を提供すると同時に、家族の健康管理を行う。

4 介護支援専門員・市町村行政・その他の保健・医療・福祉サービスと連携を密にとり、多角的な在宅療養支援プログラムを構築し、利用者の日常生活動作(ADL)改善の促進や生きがいづくりを行うと共に、家族(介護者)の介護負担の軽減を計る。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の実施に当たっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて生活の質を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとする。

2 基本理念としてノーマライゼーションの基本姿勢精神にのっとり「自分や自分の家族にしてほしいケアサービス」を実施する。

(1) 奉仕(感謝と喜び)

(2) インフォームドコンセント(自己の決定の尊重)

(3) 共に創るケアサービス(本人・家族参加のケアプラン)

(4) 多角的な在宅支援(地域の保険・医療・福祉サービスとの効果的な連携)

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、

准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 武蔵野徳洲会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都西東京市向台町3丁目5番48号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで 但し、国民の休日、12月31日から1月3日までを除く。(※ 土、日、祝日(12/31~1/3 含む)は緊急時のみ訪問)
- (2) 営業時間 午前8:30から午後5:00までとする。

2 前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応し、必要に応じて訪問する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

ただし、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括

支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
- (2) 病状の観察
- (3) 医師の指示による医療処置
- (4) 医療機器の管理や指導
- (5) ターミナルケア
- (6) 褥瘡の予防・処置
- (7) リハビリテーション
- (8) 家族への介護支援・相談
- (9) 介護予防

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 その他の利用料は、次のとおりとする。

- (1) 保険適用外の訪問看護料金は1回(1時間以内)15,000円とする。
- (2) 訪問看護と連携して行われる死後の処置に伴う費用は16,500円(税込)とする。
- (3) 次条に定める通常の実施地域を越えて行う介護保険訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。
- (4) 医療保険での訪問看護に要した交通費は、片道5キロメートル以内を1回200円、片道5キロメートル以上を1回400円とする。
- (5) キャンセル料は、1回2,000円とする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、西東京市、武蔵野市の一部（関前・桜堤・境・境南町）、三鷹市の一部（井口）、小金井市の一部（関野町・梶野町・緑町・桜町）小平市の一部（花小金井・花小金井南町・鈴木町）とする。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が算定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書により同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護や虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 ステーションは、社会的使命を認識し、職員の資質向上を図るために教育や研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）

附 則

この規程は、平成30年12月1日から実施する。

令和5年7月10日から改定する。